

第3回エネルギー輸送ルートの多様化への対応に関する検討会

議 事 概 要

日時：平成26年8月29日（金）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

議事概要：

- (1) 事務局から、これまでの会合で検討した、主な課題、今後の取組の方向性を説明した後、シェールガス輸送、北極海航路及び液化水素輸送に係る現在の取組状況について説明を行った。具体的には、技術開発支援やLNG船員の確保・養成支援等の平成27年度概算要求事業や、パナマ政府との政策対話の創設にむけての取組について説明を行った。
- (2) 独立行政法人日本貿易保険から、米国からのシェールガス輸送に係る輸出許可取消（リボケーション）のリスクに対する貿易保険の適用について、船主がLNG輸送船のために金融機関から受ける融資に対して、用船者との間でリスク分担をすること等を条件とする旨の説明を行った。
- (3) 構成員から主に以下のような発言があった。

【全般】

- 課題、方向性ともに、これまで検討した内容が過不足なく示されている。平成27年度概算要求事業含め、今後とも前向きに進めてもらえればありがたい。

【シェールガス輸送関係】

- 日・パ海事政策対話について、進捗がみられたことは非常にありがたい。また、パナマ運河の通航要件、特に通航料金の透明性・安定性・予測可能性、視界要件及び船舶制限等については、関係業界が関心を寄せている事項であるため、今後とも、官民で情報共有を図りたい。
- 米国連邦議会において、米国船籍を活用したLNGの輸出施設のライセンスを優先する等の趣旨の法案が提案されていることについては、コスト上昇にもつながり、大きな負担となりかねないため、業界としても懸念している。今後とも、官民で情報共有を行う必要がある。

- リボケーションリスクに対する貿易保険の適用について、その要件が示されたことは有意義であり、大変ありがたい。
- （具体的なリスク負担とは何か、料率はどうなるのかとの問に対して、）リボケーションリスク対応の保険については、資源エネルギー総合保険の料率が適用される。また、船主と用船者との間のリスク分担とは、用船者に一定期間用船料の支払いを継続してもらうこと等を想定しているが、個別のケースに応じることとなる。
- 融資側としても、リボケーションリスクへの対応は、プロジェクトファイナンス全体のリスクを見ながら整理しているところ。リボケーション発生の蓋然性はどの程度なのかを検討の上、関係者間でリスクシェアする仕組みや実際に起きた場合に取り得る対応を関係者と協議する必要があると考えている。
- 入港手続きの迅速化について、共通委員会の導入は有意義である。できる限り早く導入していただきたい。
- 船員の確保・養成への取組内容に関し、十分に検証・検討していただきたい。また、安全対策については各分野において、今後新たに派生する課題等についても取り組んでいただきたい。

【北極海航路関係】

- ポーラーコードについては、引き続き情報提供をお願いしたい。また、北極海航路のほとんどがロシア海域ということもあるため、航行する船舶に故障が起こった際の陸上でのサポート体制等の懸念事項の解決に向けて、国際航路として北極海航路を活用できるような環境整備の働きかけをしていただきたい。
- ロシアについては、いろいろなルートを通じてアプローチするのが得策ではないか。

(4) 今後、上記の取組の進捗状況を踏まえ、次回会合を開催することとなった。

以上